耳嚢

二

1 請5
469
2

宮内省図書寮

門 4 5 ヤ 巻

耳囊卷二目錄

一蛇を養ひし人の事
一小兒を異物ある事
一出產の痛を去る呪法の事
一芎藭を解毒に用ひる事
一解毒の法形色〳〵の事
一陽部陰部を束縛する乃事
一迷見の事　和極事
一狐化の事
一石倉津宮釜鳴乃事
一日の門海神事乃事
一急忘急情乃沙汰あること
一信心の奇特あること
一古物に思ひ出ある事
一夢見よき心取のこと
一二度〳〵加護あること

宮内省図書寮

一 後妻殺害の加護あること
一 他妻の家福と為ること
一 怪我と成る例乃ること
一 他人より賢を仰ること
一 大阪任使の事
一 京川より呼せ寄せること
一 浪町にて遊を乃ること
一 貴心の感事
一 兵庫屋源兵衛方家産成立の事
一 我慢悔へ信を仰ること
一 人の石仏と呼ること
一 清兵衛にて窮と為ること
一 百姓其心を改る事
一 孝子其志を乃ること 二ヶ条
一 嫌疑村吳愛の武士狂ること

一 小浦家稲荷乃ること
一 鄙姫冥途へ行ること
一 人命を救し物乃ること
一 人の血池薬にすること
一 仁慈深くすること
一 神を石仏の事
一 妖術富氣と呼ること事
一 死し孫死を乃ること運の事
一 後を又氣性乃ること事
一 難を生じ段乃事 二ヶ条
一 異変に係難斗の事
一 狐乃人に化し事
一 狐の人に付し事
一 村政乃口林に成事
一 利歌意穀乃事
一 兵家其貧困あること事

一位階に付きて位階に付きさるべき可き筈の事
一時々の京都にて歎き事
一喜怒哀楽深き事
一外柳不具と為すと為すべきこと
一人の心にて切の事と押付く事
一貴僧を恥しめ母の愁いを解く事
一強氣の者家来と為すべきの事
一本時寺大法札の事
一いろはさるべき福と拵く事
一村井某へ祖母雷氣のこと
一小四郎に討たれし事
一事に臨みて一言辞に考へさる事
一浦名伝蔵に従ひ始めの事
一御の心をもて言見とあるべき事
一長後にて人に与へ事

一相応にて外出をあるべき事
一大学に職道の事
一藤堂其心志を用ひる事
一仏神備を共にふとしの事
一金下村沈船のこと
一手家業に専命を多し事
一女に長後の時の事
一芝恪にて船と浮事
一西沢出乃事
一代押の足軽待を定て古実乃事
一弟事物作りの事
一明君其情君と科りの事
一強富の者に伝を逆事
一強富富倍の極の事
一猪に人命を断事
一水に清酒預を作り事

一 病の事
一 患死帰ゆうめさる事
一 公家衆相手の事
一 高野僧と論ずる事
一 北情のゆえを敵とする事
一 男子幸ひ多く人の事
一 好智永徳あらはる事
一 池庵村の世話ふる事
一 妙徳庵起立の事
一 貧乏の事
一 国ゆうして其事実ゆうる事
一 ゆう判池村碑の事
一 其法を精四とゆう相ゆる事
一 不更ふ絶宗流の事
一 好色所為もあるべき事

一 志を所立為ふ所の事
一 義八命ゆう立べき事
一 寺をかゆうして寺まとゆうし者の事
一 融の咒乃事
一 休和尚道徳乃事
一 病を授ゆうとゆう事

蛇を養ひし人の事

江戸にて長岡町屋の事なれども或ひ、京阪辺にてもいと多き事なれども、何之仁を親兄弟の人の苗字ふ記清蔵と名付ける人ありしが、いつのころ小蛇を養ひ来りしが、一歩ずつ稲の穂の下を食べて食べるものあるべし、天明二年十月頃より日増しに生長して頭部大きくなりて見るも恐ろしき程なれども心ゆるしの者なれば、穂の食べるのみにて、人を害する事なく、清蔵の箸を受け、食事なども共に食べるべし。偖留守の時は恐れまこの方へ出でざりしが、則ち清蔵を慕ひて、恐れ慎む事なく、隣近へ出でるにも、右蛇を形ひ口へ掛け、夫婦の子供を食べるなどして行き、行倒れの人利益を以て、多くひしるもあり、しかるに天明二年三月大風の日、穂の食べるものなくなりて、例の通り食べるものなくなりて、穂

のこゝにて行ゝ苦痛を訴へ歩いて当惑と
夫婦と他人なれども抱せしに雲霧志さうに面色
なれハ若の拓掘形を始ハうるれ居るを
発やうて意とよりて雲とかりしこれハ掘り過一寸
と延ることゝ一面浅くやうて上天とかゝるうち

小児に異物ある事

市ゝ行へ歩ゝ来まして大木金物といつてよかりしに絵ハ
書て醫業ハと出哲の子孫の小児ハ掘ふ指
八ハ其業とも形市ゝ有る日来りて行ゝ来ハ世ハ
不思議の生徒ハ有ゝ掘ゝ出る 深所寄物芝居へ
ハ行ゝ右業屋の悼十ゝ来り以行華を絵を
ゝひ出ゝ出ゝ中ゝ出ゝ絵おゝて徳ゝ行ゝ右悼逃き

須金物ゝ来りて考ゝ絵と多ひ或ハ素絵ハ
ゝ絵ゝと形ゝ彼悼ゝ芝居の今ゝ役ゝ相言ハ
事ゝ嘆ハ出ゝあけ菩学ハ掘ゝ出ゝ
ハ意ゝ芝ゝ出ゝ嘆ハ悼ゝ舞ゝ芝居へ乃運ゝ
嘆ハ嘆ハて掘ハ掘の宝氣相華のあゝ有と
見ゝれハゝ出ハ家業ハ絵ゝ出ゝ金を相問
人ゝ言ゝ宗宅ゝ役ゝ金毎ゝ出ゝ相ゝ
宝ハ来ハ出ゝ世相ゝ出ゝ役ゝ出ゝ
人ゝハ意ゝ右ハ出ゝ出ゝ役ゝ出ゝ
ハ或ハ形ゝの宗徒ゝ出ゝ悼金嘆ゝ来ハ来ハ意ゝ運
ゝ宗ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
役ハ出ゝ家業ハ嘆ハ出ゝ役ゝ出ゝ
ゝ出ゝの宗ハ役ゝ出ゝ出ゝ出ゝ

歯痛を治する法の事

蓮の実を大に樗て右煙を吸て痛む所を嗅ぐべし

又知れる人の傳へしは蓮の実を焼きて半温湯にて口すすぎ入蓮の実を焼て煙を吸ても右痛を止て再を蓮

蕎麦を解毒する奇法の事

或人あり兎を一頭と一通りの法ひ蕎麦とを用ひさせ兎を席の人数にて蕎麦を解し此薬の出る所に出ひ毒の法を事

仏賢日牛馬問

答あり

市中に出あり此問答の人傳へる大業右論義所を

の中に或日庭のうちに出来さのこと問答して後者

頻る多ひ所に吟尋ても並べ唯知ひ者と

多く推理のあるを而と山伏松茸なれと云ふ

其所に薬草を行業に小川隆と云る醫師を

て食毒を問へしとて乃ち人傳事なるよ久敬庵の

内機の根に出来る草を絞しうれハさるこ

機に出る草を多ひ毒あるて多ひ事

死をるものなりとて毒を便ふ浄をしてる所の方を七色

くるこのし所とて湯にて煮て毒を解し事を乃ち

却して毒氣を解し事なり

塩部法を未出る事

[illegible]部[illegible]藩[illegible]養子ハ元来浪人にて其[illegible]者[illegible]牛[illegible]を
仕業といへる[illegible]の師乃[illegible]事を[illegible]の他[illegible]の他討の事
[illegible]て高田馬場より[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
乃ちて[illegible]事を[illegible]ハ養れ[illegible]武勇の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]彼師匠の[illegible]
[illegible]働あ[illegible]
[illegible]中[illegible]食禄二[illegible]
[illegible]
[illegible]師[illegible]
[illegible]
[illegible]

社[illegible]ハ[illegible]の釜刑釜[illegible]
[illegible]ハ神人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

日の御浄神事の事

日の御浄神事の節ハ神人海[illegible]
[illegible]事[illegible]日時を[illegible]海の方[illegible]
[illegible]小蛇[illegible]て[illegible]
[illegible]神[illegible]

日祝其後行て動うてあらうくて死しかたてあられを
寺に干うて元年にの蛇形を酒屋に伝作て元ひい
ものあるに酒屋しうて戸田河列死しうて吉祥寺
に納めしに寺住て所の前の百姓に伝やりて
白蛇と唱へ崇て祟をいかしに蛇のなりて

無恩急悟道の法あるる事

市の富豪のもとへ来て禅伝の唱へ禅家に入
て禅をいくるふ時は富豪は法を信じて
信ずるうる事なり夫より毎日唱のあるて信
なれば彼信和尚の前檀家の病死人あるて檀那
（ものを側より彼出家と形ち附家親族なし代り
（居らるしう例乃通信伽跡住して是を信じ

て禅修行の心を心と静定なるしよ右亡者浄瑠
の物ひ乃ち檀那に水氣消れいと与へ悔さ者
小さく安へ乃れ小側より居あり釈族の男女小高と
ものあり古一方と遠て近へ信も若しく近へと
思ひ事乃ち思を信ひ亡ひ亡事かあるる多檀
心と禅の者らしう今浄瑠の死霊乃の法れを心
付て悔さ事も志乃ち流石小禅氣の高く
遠く高乃ち流石小禅氣の高く生家也と感心
まが師信しに寺も功あるれと信らしや

信心は事物信ら事

市の詩へ来て山中伝集小浄瑠璃の方乃ち信を
浄代寺に墓遍さ乃ち家印大乃ち始元浄瑠璃ら
人の心に六六号に事問ら信ら浄瑠璃

と信じ　頼成の法師を師として相列江の沿の矣
天八吳驗いらたてさらに三日断食をもて代相のを
と乞ひ　なる彼代洋の者江の岩にて石見後の吳を
為らし　作もなく山中の新宮に川井伝宗
入りて　出来ても踏後の人なるべく摂門家の伝来
心清所なる地後に成就を　古代目の石
其世信　なる人の名を　おなるなるなるなるなるなるなれば
不思議　石見の名もつまり川井も聞んと為のるも
法の　も為メ行しに夜川井ハこまりて踏後の
時なり　頼しの叫しの　宮物なりかしなる
方角と　少しハ為に展色の日なりと信りぬ

古物不思議より出る事

黒田豊前守光隆さし時と野（糸信の村）なる
吳廊ふあらし　現なと奥中より出なして　対よ古物と判
あるく帰宅のう　ふくく人とき　宮ひ　調ふ後ア
さる　ふ伝ふ　掘ひる出　よやや琴の法ふ赤
胴の鱗　と云　と　分あり　其御の名なる
彫物師　呼して　用利　命　ふ法家の古彫
甲　と　　琴の法ふ　ふ下水の流
と　　書あり　信
有信院　様　郷　あ　れハ則ふ水　と　ふ　洞窟
なる　　其　　信の面　賀　の字
なる　　ふ　　東　　中　れ　ふ　中
と　信　ふ　　洞　　ふ　ハ
為　　ふ　　ハ　　ハ　ハ

雖然とても言上あるべき
ことも無隔絶と感じ
ありし

藝道上に心を寄の事

土佐節の上手と伝へ
る門弟のひとり小人
出入りす浄瑠璃を
あり日出入の座敷
を藝と称し
張出入しいつと
必ずしも
無宿の
者

彼を
出彼を
久
敬
の
言
入

名人此人は我が
弟子の外出精
我が弟子
師匠
聖
彼
我が
実
門弟
名人は
浄瑠璃
名人は大
元土佐節の浄
瑠璃
遠
遠
行

正直ヲ加護わる事

附豪家其氣性の事

浅草花川戸辺に一説には伊勢屋藤兵衛と
いふ其名は忘れたり大谷屋と称する
町人の家の世子にて家用に成りて吉原の遊廓に
二階へ上りて居る時
世子の世話に付き遊廓の情婦に
鼻紙袋を渡して帰りて居る女郎に
呼て遣りて遣りて家を出て
とあるを見て印形の様なるものを拵へ
なりも洗へ隠して居たりしが其世子
車力あり花川戸辺に
来て駕籠に乗り伊勢屋と云へば
車力答へて伊勢屋と云へば
何新しあるを行て呼ふと云へば世話を伊勢屋
人来りて高麗屋と云へば
大きに驚き我らも其
家を見て
見て
汗をかき
名を
吉車力は親方の事なれば早速
あるを
神仏へ祈願
大なる
もさて
なりて
何新しあるを行て呼ふと云へば世話を伊勢屋
人来りて高麗屋と云へば
大きに驚き我らも其
家を見て
見て
汗をかき
名を
吉車力は親方の事なれば早速
あるを
神仏へ祈願
大なる
もさて

前の月のことなり、実説とは世俗の人は遠ハ
あれども古墨紙袋の板なるゆゑ門の不遠ゆゑ
て留りなるべし遠ハ行者墨屋の入と後世言
彩〳〵礼を厚くむすこと新に入なり行者新宅に隠
中事ハ彼女意〳〵新宅心なりのあるハ未詳
いとなきなり巧をうつすもの孫ハ意外なり引んと
意〳〵れハ聊なるあるとしかく新宅と言
呼出〳〵此女我ホ〳〵中信〳〵なるやと中れハ信
進〳〵中なる石明新前の男意ハ女郎なる意ハ
よいや〳〵此女ハ女郎なり合なり、主なり大蔵和の給
年季を限り抱なるものあるハ古事なり給ハ
以来新元長ハ安雑の俗文と説意なる三百文後れハ新
もなるなり孫なるなり大金なるなり夜中と言れし古世なるの後

なるなり孫なるなり以事行なるなり鍋なり後なるハ三百文
と後〳〵以来意切の新宅なるの後人百極意行ハ
なるなるやなりなるなり新宅なるなるなと情なるなり
行意意入いるあるなるなるなるなるなるなるなる
切り十後石豪家の気性〳〵人の後なる事なる

後妓殺時なるなる時後ある事

浜町行者稲荷通通なるの行者〳〵新宅なるなる
新宅意なるなるなるのあるなるなる下後の婦帰なる後
祝むなるのなるなるなるや下町意の町家の長者大時なる
意人の中分なるなる毋授所新〳〵辞社のなる意意なる集意なる古の岸意と
交〳〵なるなる意意意なるなるなる聊なる意面の
後布なるなるなる意意なるなるなる意意なる入〳〵

[illegible]
身を投て死んやうに首を志めて死なんと云ひ[illegible]
尋めさう三日しるして[illegible]
けるとやとこの岸の[illegible]
船と尋ぬる不面[illegible]
[illegible]ていて彼船[illegible]
[illegible]
いふもの[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後妻の家福と得一事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後者の出て行て拵別の守護ホしあるらや拵手文の
変特し所んとしてかしハ情事心あり屋さる
立家の事ありとしてふ和よもりしの一
不思議の事ありしして急切のよりを立朝廷守護れ
あるとして書付て壱を家の分右舞右ハ見人
急切のよる或日鄭よ出て雑るを射ものを其矢雑るよ
命りしとも之くとも雑るハ善もの殺てたんもせらし
ら例ハ二年ようるを争ひ射らしの和の雑るハ法
意して驚くとも右雑るホ矢命ハ以ものを警
さて退出ハ掛へ事ホ明之ホ右の文字徳あり法

拵 抬 拵 拵 抬 拵

右の文字ともきれ百姓の与へ者を作よ情申せと
抬作りのに行の作りの文字も作り文字を抬へ作者
と之を作を務とあく小以抬も情申をあり

悪人ハ賢者あり事

天明二年の事形りし小人の作りをハ悪人のたまよ
居さる事端あり抬来の侍ひ事端と踏切り情申
紛物の心付あり右居弦を出りをりて情申とみ事
一通も之し事来ハ和へ使ふ者ハ家出ハ家出惑て
と居弦出りの悪人ハ明て明ハ家敵使中ハ右
悪人いの和情て使ハ悪中法を悪ハ抬ハ作
無念と悔へ多中字を作と例よ右ハ同職の悪
中へて右作へ封同職の悪人基の和作り成法
作事抬と之使へハ作へ和事字人の抬法人を
あり当年へ作り和作中れハ使作家遍
ものて其事の作而少ハいまて家ハ作中和と
尋事抬も作財れ和事情者あり加し法

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

お恵の礼金を出す郎（きし）海と記今を度ようんと思心
おこうて侍ると志免（しめ）合いふしをの夏姫神の男を掘（ほり）あらたて
此今金を義（ぎ）名こうを内こうて掘（ほり）仕事は明くくの
こうふかりこうに仕方の仕方を入りて多くの人れ和尚も
助り和尚と対面悔ひ中名和出郎ともこうに
和尚て夫婦さうの方志こう仕向中さんと其仕
る郎り彼布ともよ幸ると（向）名れ幸を改めて彼夏姫
祥とこの（向）名其対出郎中ちは我こ指ひ筆とは
いこの大金をこと形くの（し）彼主はかしは礼しの彼方と
中名れは幸ともを百姓と礼はいこ和しいこ事後百姓
方こは菓子代こて金こ三千面こ名中名れ二千面
方こは彼和こと言ふ彼夏姫ちこは右金ちこは
中さんと

彼金の請と切ると中名れは彼出郎たこ情こ右金彼
布ともよ夏姫（し）幸を筆こ夏姫ともこと不屈
已ふかこうこの今こ細こ方こ金を出こ名其仕
拠封印ありて村名彼印ありて
実際こ中名ふ其身こ人こて右封と切我出（し）金こ三千面右
乃内こを彼こは郎夏姫ともは仕こふ（こ）こ時中名仕こ
十面の中伝ありんや金自こ中名こ奪ふたを
のこうこんこのんこ仕代右恵（郎）出は我ふこ方面
郎ともこ仕方こ多くの世信をたのこんこ中名出（い）こて
夫こ酒抔奏て一仕方金こ中名は幸ともこ一同の者方こ
中名こ方こ右恵の人こ中名こ俗言ここ八重九重こ仕文
こ入こて金こ中名出郎（別陽こ向）右封金信右恵
志こふ師こて彼封金こ記こ中名は一仕方の方を拾

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人の作なり

又

[illegible]

[illegible]

時道心者様のなる事にて酒うるさきなるべし様のな

[illegible]

後ハ廓のなりんあるべしてなりハ或日辛なるべし

我ホトケ様ハ一時山門にて[illegible]様の尽[illegible]を対

金色の毎色と出一者と[illegible]出家なり[illegible]山金蔵一[illegible]人を

[illegible]新後[illegible]なんなる[illegible]貴僧の事

[illegible]なりたりんよハ様子の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

せんとすれども容易に決しがたく、[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あり度隅の石地蔵又ハ塩石ともあるなきハこれも
元祖上人の悪魔ゆるやと第ひ名の御の事と称仏
ゆゑしかきハ自然と異験しあるゆゑ名ゆゑ

浅草観音と鶴と宿しゆゑ

浅草観音堂前ゆゑ所くゆゑ納鶴嶋と鶴く来信
のゆゑ侍茶大意おと例へ前く古鶴あるゆゑ
天明の頃師走乃ゆゑ大鶴屋中名のおひゆゑしや
脱ゆゑと所看板に茶ゆゑ太鶴と二ツ捕一志の鶴て
杖角人とゆゑと境内の楊枝廓其外の名ゆゑ大坂
あり中ゆゑて鶴ゆゑ者の仕業ゆゑて家ゆゑ常ゆゑと剥ゆ
捧ゆゑゆゑと云ふゆゑ古家ゆゑと者く鶴牙脱ゆゑ用し
ゆゑ名ゆゑて鶴ゆゑ
ゆゑ鶴と称の古ゆゑ外ゆゑ大家集て
ゆゑ中ゆゑて吉川戸の名ゆゑておくゆゑし来ゆゑ

ゆゑ中ゆゑ人の名ゆゑ来ゆゑ人の名ゆゑ仏場のゆゑ
名ゆゑハ法師法名ゆゑ納鶴ゆゑ鶴ゆゑ志
極重悪心ゆゑ名ゆゑ百人ゆゑ配膳ゆゑ名ハ刑伸罰
ゆゑ名ゆゑ右院内の者ゆゑ猿籍の自刑
ゆゑ名ゆゑ者乃ゆゑ者ゆゑ者ゆゑ者ゆゑ者ゆゑ者ゆゑ
ゆゑ法ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ
飛ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ
ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ

百姓其心得方廓事

浅ゆゑ心焼ゆゑ名ゆゑ刑武刑 牧原村砂原流押しの鶴
大ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ名ゆゑ
廓後例大久保村乃ゆゑ三ト川七ト川と云ふ利
根川 押流ゆゑ不快協訴ゆゑ天狗見塚乃ゆゑ

語ひ[illegible]前を[illegible]ひたる人見抜出し[illegible]者[illegible]不[illegible]と大道
乃浸出へ近々数百[illegible]村の[illegible]者[illegible]墨数百人出て[illegible]業と[illegible]
[illegible]年の[illegible]十[illegible]斗乃小児[illegible]ひ[illegible]と[illegible]を運ひ[illegible]乳母
[illegible]の[illegible]小信抜[illegible]
村乃内富民乃[illegible]
[illegible]へ[illegible]
[illegible]
[illegible]

・又

[illegible]

[illegible]

[illegible]

り行て右大変の砌小名屋と二棟之別り人夫雲霞
輝おびゝ敷く送り送り出掛候て夫今宗の所行ゆゑ右小名屋を別られ
し　祖父三人のものゝ子孫高附に罷成候て元下重立のものゝ
子孫にも止様式被仰付候ゆゑ大変
なる迫ひて八半前一九十三人に御る普請の一族に成候て
出小名屋に新旅の御宿とする遠方迄罷出候ゆゑ
当文三人のものゝ子孫九十三人の内支度方に
出来て
此人に山賊と流行申し一切人に新旅の
なきものと若いを心ゆの一部よりとり名を付て御家を建て
の乃年元に面目きすや右三人共流浪する張に成候
相ひ合家内の元年ゆゑ松本に別中合中上られ白根
と云下三人共元為一代苦力居申の子孫にて右家の内
作料の事八を徳の腰人なる組合に拵
右三人の内千俵村の小名屋に分元居申
ともに高ひとゝ山の中清水に焼に成の事
新俵の名を出て小名屋中の名八我田の村方に同部の内なる
蒲り居る山家の麓ひとゝ成られ
名に我家と称て新俵のものと形ひ名を家敷
ふ信色商売と形ひ名に成て山形に年八米穀屋
屋名家といへる前代事申のるゝ小名の名称
あ五八米合の内引名迫ゝ名ゝ名
いゝ事と形り明治中俵名内名中俵名
名ゝ名あゝ名穀屋名ゝ名ゝ
ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ
小猪家　稲荷の事

京都より信濃をうとう[illegible]川弥代小橋彩馬祖父の時とや
或日玄関へ二千石位とも[illegible]位とうて来たるもの
あり面会謝絶へ[illegible]れ[illegible]
[illegible]
[illegible]

の折柴ふる老人（家あるじ）、ことばすくなくして、高麗
寺にて人（出家）の道ならぬ所をおもひとりて、
いまだ吉出家の師匠に対面せんとあるも
あるべきことなり。師匠を迎ひ入れ、小吉出家の足を
くしてかゝる。高麗寺のかなたの門より師匠来
と急ぎのぼりとみて、藤ちかく鳴る。
祝皮牛車をもとめ、
人命を救ひし報恩の事
平治の役、勅使の同役なりしかば、石巻平治左衛
尾刑部丞、祝八尾刑部の中納言なりし彼祝出家と
ともにしし時、年の比伝侯をもつて豪傑にて
わるしき横淫とぬすみて、箱の内に入れ奥州へ
慶長年の頃、祝日門徒より出て祝淫より門迎へおもしき

老婆、留女死と伝をしたゝめ、人々に合ふとみられ、
子来言よりて引出伝ひ死をかくし、寿れば、命自
死なれば、なれば伏あり、えんあり、少しもかくれも伝
我ホ、なれば、彼しなるなり、ほとんど教倫て
ものゝ我者、百つまをもつて彼八宮出家
名護屋の町人乃子なるの儀淫にて訴て淫を
乃ものゝひとり、なるの娘の祝なるものゝ、年仕の儀
小限迎へ、なく妹しく祝いれも祝へ伝ひ娘
乃親も容儀の艶成ものゝて合場を求めこれ又
人なるれ、ものゝ死と合せ、なて伝ひ以夫ら彼石
是学く伝ひ我ものゝ淫より娘淫ら平らんと海
人乃ものゝ伝ひ拘淫しく忘しく伝ものゝいつせ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

或歌豊織大醫却[illegible]
枝よりあるゝ刀を引下ゝ豊織も直[illegible]を
遍を考ふに夫[illegible]切側[illegible]
考明乃中[illegible]其兄足を踏[illegible]
右胴へ踏[illegible]ハ謀[illegible]熱湯へ足をのしく掛く
人ハ血肉ハ熱[illegible]掛[illegible]と信しう右兄足東堀
して新後を小[illegible]年より右踏[illegible]の足堀望
[illegible]

仁慈恤くあるを事

御霊屋へ洋礼を序東獻の概事さる仙院の
[illegible]
[illegible]天明卯の年仙国農作ハ熟して米穀の價
[illegible]と高り此百姓新後[illegible]

[illegible]村[illegible]百姓
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いろ〳〵と尋ねられ候節八ツ過に成て帰る

神道不思議の事

元禄の中ゟ巫女神人行て神霊を顕ス事数度

ゟ有之ゟ怪異と称し巫女の頭髪を切ル事

ゟ有し あ永の頃ゟ同変ゟ日光

御宮御異変市場白羽根堂社等信仰用ゟ日光山ゟ

勧ル 日光山

御宮の御威光ハ特ハ中ゟ若き者と西外 迄宮の所ハ

ゟて打置ゟし方ハ中ゟ乾ハ諸ゟ宮と呼始ゟ 御武徳

ゟ業の ゟ 津〳〵浦〳〵ゟて 御武徳

人間仰ル

御神徳ゟ ハ中ゟ 高ゟ形〳〵ゟ 日光ハ浅山無

多

麁麺ハ信ゟ ゟて ゟて ゟての安堵と申ス日

ゟ三年ハ左日の内 御ゟ ハ 乃ゟ 世ゟ或日

新宮ハ湯ゟて 市場ゟ ハ ゟ信ゟ 事用ゟて 古泉殿

の様ゟ ゟ 杉下信列 九毛一ゟ 信西 新宮 拝と一同ゟ

ゟ 市ゟ 湯ゟの 釜ゟ 湯ゟ 熱湯ゟ

神人 ゟ ゟ 風形 烏帽ゟ ゟ ゟ

ゟて 神ゟ ゟ 釜ゟ 新宮ゟ 右 新宮 神楽ゟ

ゟ 古粉ゟて 今 宮 表ゟて 有ゟ ゟ

ゟて 熱湯ゟ ゟ 行ゟ 神ゟ 都 帰ゟて 右

ゟて 湯の中 ゟ 手ゟ 湯 宮ゟ ハ

ゟ 者ゟ 川 湯ゟ ゟ ゟ ゟ 急ゟ ゟ

ゟて 毎ゟ ゟ ゟて ゟて 己ゟ 身 湯ゟ ゟ

ゟ ゟ 清ゟ ゟ 御ゟ ゟ ゟ

[illegible]

妖術 富氣之伝事

[illegible]列之侍乃人高附来陽[illegible]ありて[illegible]ゝ[illegible]ハ或附
怪伝之人之侍[illegible]陽下町より来りて[illegible]ゝ[illegible]の事[illegible]彼
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

除死不死運乃事

彌陀乃宗旨をもて賣暦のごとくあるし要柱といふ
ごとく信性を尋ぬるに武蔵乃家乃次男にて板橋乃質屋
新吉乗所へ通ひ深く中睦まじきの模様なれ
ども後ほど二度出臨にて立帰りの事なれども右
出臨にて立帰りの事なれども年月の間深く別れ難く
なりて強く引くの意面和尚死なんと思ひ極め
古女をいひ教我も死んとせしに小人寄集て強く制
後の門表乃入口に警戸を閉ぢ入れざるも死なんと
もあらんかと度して表へ立出て和尚
堀り形ばかり面目なきて来りしかの山にて形ばかり
ひとり女を教しかしも強よ涙ながらんいつくと形をくくるを
入水せんとせしを形ばかり大ぶ強く無理
ひきて形ばかりの信者柳橋の小石川市兵衛なる
江戸にて死ぬるを清付て我が家へ毎日
我が乃和尚の山所へ行て
勝手にかの通を拵て和尚を清房の雲柱とせんと
なく者へ向て死人とせんと一強て方法ノ強く入れん
なりて人も附居なりしいんもせんとも最
かるるもこれ身も死の事なれ果ハ彌陀の宗旨をもて
浮世を送るなり

賢者又氣性ある事

賢者乃和尚にて生一我強没者板東新水長左部といふ
名人と人の評判を者や日蓮宗旨にて信心のあふ
るる事門外より日蓮宗の曼陀羅乃中にて大金を出

何一しら惑て功信しめら信ふ[illegible]て見利と利益ハ彼信
ひて[illegible]て言合を出ス[illegible]とこれハ[illegible]事よ[illegible]
事ハ[illegible]ハく費ハ[illegible]ハ[illegible]ひ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
信ハ[illegible]大師ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ハ今[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
我[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]遠[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

古人ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

是相の小児ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
乃[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

又

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
相延十郎役[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
乃[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]と制し[illegible]氏のこと[illegible]の法事と用人[illegible]
右御氏さらるゝやあるゝ人程又用人[illegible]出[illegible]ハ作[illegible]法織
忍入母と切害[illegible]也[illegible]法事右法織と打留[illegible]
りとて[illegible]笑[illegible]又[illegible]家の形[illegible]
唯今[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

形を[illegible]母と[illegible]は[illegible]古猫の死骸[illegible]性
[illegible]死を[illegible]人と[illegible]

猫人と付し事

右猫の人と化し物[illegible]牛人の[illegible]ハ物いんと[illegible]
百計をそしいふてそ[illegible]ハ[illegible]事や一般猫乃
付しといふもあるし[illegible]や弱き[illegible]の同心の母あり[illegible]牌の恩
ハ[illegible]ふ[illegible]を[illegible]表と[illegible]と母
く[illegible]と[illegible]を[illegible]と[illegible]
う何[illegible]を[illegible]と[illegible]
[illegible]と[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]
し[illegible]ハ[illegible]
ハ猫と[illegible]ハ[illegible]

いたんでふれハ[illegible]
ぬを[illegible]牌[illegible]
[illegible]ハ我母[illegible]母の[illegible]の猫[illegible]
[illegible]切殺しぬ[illegible]
[illegible]母[illegible]
者も[illegible]ふ猫[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

村政の力

竹内家[illegible]事

村政乃力と竹内家[illegible]
[illegible]
[illegible]

村前一首を拵へて
門前へ出るなどを拵へて上京を老人の
なく働らき居られの前の中に貴賓を
拵へ居られの前乃ち中と名れい面の中に貴賓を
拵へ居られ居られ居られ居られ居られ
居られ居られ居られ居られ居られ
居られ居られ居られ居られ居られ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

やうの世話つかうまつり年貢二千余石の御年貢の代もつかまつるものいう稲荷の世話の相伴つかまつせうとこしらへ事の行届き者共行へ申ひ呼とかりて寄合の事有の者人〳〵世話のうちへ引合をなりとて御世話の接待の儀は彼者人中けうは為の強道稲心の事なり及形容特とかきて日々門前ちの門代寄て寄合の席下しの御少あんもと心慮なるを心得しの通りなる事なりと申彼婦人引合をけうやうしき方接りなりく御〳〵容と申もうの強稲心の儀乃ひ指のうちの接待のと右者伺して外れは妻中けうは為の方為の寄の心思ひなるを行うちて御人礼儀と上て心得をなる接待なりうちて節の御ちうしなる

あんもと心慮のうちの御接待の儀は我しい稲荷との儀日々一度ものとうのひうちの日〳〵とうのひうちの日〳〵とうのひうちの日〳〵と

天明五年の比堺町にて信とゝく集メ右信く業八文殷
成八女形乃藝をいとなもて和歌をしるものゝ
学にしたがひ住しに其妻の病ひ沒ちの意氣にて
身体ゝ拙きかゝるゝ乃はもくゝ以もつゝゝ右信の門ゝ
うゝしゝゝゝしゝ藝ゝ出ゝゝ者乃ゝ者ゝ藝ゝ出ゝゝ
きゝゝゝゝ信ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ信ゝしゝゝゝゝゝゝ
かゝゝゝ信ゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

一間ゟ所ゟ此世乃是ゟと給へせらるゝと切り已往参湯と給へて前陰と切ゟ[illegible]

[illegible]

[illegible]

人乃心所ゟ其[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

常憲院様の御墨蹟ゟ信乃心へ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寺とかたらひて[illegible]
[illegible]て入寺をし寺内にて[illegible]

責信と和め母の恋ひと解し事

[illegible]武家の母堂[illegible]
[illegible]
今生まれて鬼の形も[illegible]
角の出しもみてこと彼母親を[illegible]
[illegible]
[illegible]
責信の中[illegible]
乃[illegible]出家と招き[illegible]
人をお招き[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ出家の法[illegible]武士の母と和し[illegible]
[illegible]て指置[illegible]や年[illegible]りて[illegible]山[illegible]と
[illegible]免[illegible]者[illegible]同信の[illegible]ハ信信[illegible]て
信[illegible]て書[illegible]和[illegible]郡[illegible]と[illegible]ハ彼出家ハ信
[illegible]や[illegible]と[illegible]

法氣のこの[illegible]信[illegible]抱[illegible]事

東野[illegible]信氏の[illegible]と[illegible]し信[illegible]五年と[illegible]あり[illegible]て
[illegible]彼五年[illegible]五年と[illegible]て[illegible]
[illegible]法氣[illegible]て常[illegible]
[illegible]て[illegible]信[illegible]
[illegible]信[illegible]抱[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ[illegible]二僧[illegible]ハ[illegible]時[illegible]と[illegible]
[illegible]小彼中[illegible]ハ[illegible]
[illegible]や[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]遣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ彼[illegible]
[illegible]

[illegible]寺大[illegible]札乃事

[illegible]山[illegible]新[illegible]法[illegible]
[illegible]法[illegible]
[illegible]札[illegible]

是て京の札ゆゑ用ひられのみあり事
や高きよりも大阪の札は出しにくく法々
学て家事として秘蔵れとなりぬ大阪札を
用ひしに京吏はいかなる事なれ享保の
享保三年やうやう寺の札をかと言ふ
信し商売なりやうやう
いまこの事なり福を招く事
享保の法令や上野の清水観音堂
なりし景色の英雄あり法令年を積て
なりぬ也八月二八お蔦の方へ
文殊なれなるべきなり大小一なり立所に掛
或日下谷小流と称する所の伝説に小野寺伝説
来りなり付なりしの伝説なり大なるものと切を

殺さるものなるや秋門の牙の毒なるあり是一統信れ
なりしの小野寺これ蔦の出来なる信なる事
乃道を言なるを孫一孫一と孫一と言ふ
秘事なる孫一みんと言ふ彼信出家し
名のんなりなるなるなるふ
かの大日を流れ流れ
京の法なるなれ辻切なるなる彼十郎
なる教事と魔なり彼一日を常し
日本流へなる法来の
切なる通石化の京や水なる二つ
小静一血なる域い法
彼なる杉系此秘右日たり
問答なるなるなる

とうをて落をしまつ者の者ども両人ハ行しるや日常
慢をて切害されてありしを行のれ信業ともふ知事れ情事
乃ち彼者ども名れ仕宮く遊人の所意をしるれをを仕ふを
もしうるふ主日ともを考へ今信をハ小弥ちう切一者の小行
不動尊の口をゝ信をもをしるものう同果ハ是非ものをと
なを人乃信をうの

村井伝兵衛母武勇の事

村井伝兵衛ハ近来ハ流を勇ある宮和流の法剣ハ学ひ
申し者ども人をて伝をしを者の祖父孫兵衛の妻をて
信をを明人をを武付孫兵衛ハ伊賀流を剣ハ
未明ハ六つ者ども是一ヲ者ども所をて髪ををを所をを伊賀
古一ヲの宮ハ拝申の申をを宮ハ内ハ行
入引をてハ又入をを彼世屋ハを入て全伊賀ども人を

夫乃行ハ法を拝て宮の者ハ是を信ある行者ハ人を和彼
伊賀人乃者ども心ハ宮ハ者をを行ハ入者者
横さ法を彼伊賀の前ハ乃ハ宮者ハ夫の法者ハ
もをて夫法者ども法を行を法者ハ
者ハ法者ハ者ハ者ハ法ハ者ハ者ハ
下ハ者ハ双宮者者者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ法ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ法を拝ハ宮拝者ハ者ハ法ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ法ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ
者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ者ハ

[illegible]

小四郎[illegible]討[illegible]段乃事

河久沢何某八[illegible]て[illegible]国保の[illegible]を任使[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

て法しるすを中宮の御礼のとなりを申て言をかふ
の彼に行なく言運ふしく光年寺に仰付引渡き出入
して作る形に聚定るふ対世作をして如死魂を
〈彩の色を以出して主張も遣て古の大名を作る
ものや

手除て權家〈出入し事

作る人をもつて行華出世をなんと為て考〈出て流
業しきう〈仏法ひろめてもられ申し
仏斗と言しるを用を以て主家弱色といつる事
高叶時を言ふ權門の言稅不ものしの思ひて見く
古年寺〈系行なるく命作れ形なるを高貴作るを流
ものつて人事をもて形利益を極る系作命なふ
意と思しるを中ものいつと形く為人をもてを

るくをふて名ふ或ハをもし異して中合ける中間和尚なて
主をもて来りなりてをもを〈為る中対を名石僧主中と
ものて主を〈業有なる名和なる業をもしてをも〈法を
日為を和尚を〈業名ふいるを作中尋ものハ和尚し移ひを
行華人のまし今ふを作し主名れハを和上を名し
出世宗家ハ高年寺の出家と為しを和をく貝為
系行しを作を御ものふ作名れ作作名のをく
寺為ひく高年寺の主家出家を作名ものを利益作をしを
主を集を利益を主名中ハ人ものく命為をて主原を名
石特為〈類をふ形ひ為ものを作名を為を
ものも遣て成形をしをや

相寺をく和尚を主あを主し事

天皇乃法世を作家ハ乃和尚を為て人をく統しを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

金子村沙弥の事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

長源院殿[illegible]人の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

享保の始めや[illegible]の[illegible]や[illegible]の[illegible]
[illegible]人参[illegible]て[illegible]
人参求むべき[illegible]
[illegible]生[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
明君[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

常憲院様 御代 牛[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の節、[illegible]の一[illegible]、[illegible]、[illegible]と[illegible]人[illegible]
[illegible]の[illegible]の中[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、

[illegible]毛人拔海と水とを[illegible]見院[illegible]と以て
[illegible]ふ水を[illegible]見院[illegible]
中[illegible]
日光 門往来の節[illegible]
門に[illegible]銘の水流[illegible]井戸[illegible]
[illegible]

寺[illegible]の事

[illegible]人[illegible]年の[illegible]日風[illegible]
[illegible]門の面[illegible]
[illegible]
[illegible]心[illegible]
[illegible]

拔歯[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

患死[illegible]の事

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

公家元祐荷乃事

当世祐安と申す医師の祖父は祐別と
号し初めは京都にて職業
をなしたりしが伯父に当る小川伯耆と云ふ町医
にて主家乃然るに右門医の縁にて娘を妻
に貰ひ礼附の事にて新町の二口にて
乃医師のなりしが遊び過ぎ勘当の
料理をんも申意なりとして当て出入さ
せ其後家を出て
勝手に商ひをなしたりしが小川英
と申す者と集まりの者と思ひ
者を他所一さて乃相分して夫婦
計にて暮しをなしたりしが
家毎の中に多くなる事なり

高氏他と申す事

豊田某信濃守の家来大坂にて新宿と申
かと打一人の者の拾ふを門にて家来あり
さるの者乃体の打ちゝ
打ゝ小倉かすの信濃守八彼の親八百姓にて
彼のいつも出て
るとゝ打殺し宿にて
一度さらひし名記にて
佐倉藩乃大乃中へ
乃あのゝ行倒と
此時乃相恩と報ずる事

駿河の梅やゝと申して対の梅の絵柱多く出し
山中平吉といへる人あり
るのもし小判を

[illegible]
渠ハ数年屋恩乃貴いと更しものやとうろう世度家の病いて
御と定業にて死をとり返しとも我教幸ひ存命と
ひく家の天年小代ろ[illegible]ろ[illegible]今用い行ふ醫師
乃藥ハ[illegible]ハ[illegible]同役と勧めて第一[illegible]の[illegible]教て
醫師を招き投藥[illegible]行て[illegible]金四[illegible]と行て[illegible]
のるまハ[illegible]ひしかも[illegible]
乃醫師乃藥も[illegible]
[illegible]
[illegible]

多くの人にして作文有重宗傳て稱すべきなり以
夫より彼習一教多くの[illegible]市ひさて商人と為て市ひさて商人
[illegible]
人傳あり人[illegible]

奸智永傳あり[illegible]事

享保元文の比は代変と稱し小[illegible]と云ふ[illegible]
智あり多く習ふ[illegible]市来あり[illegible]
小[illegible]入り[illegible]市の中[illegible]
[illegible]
後出入町人の他[illegible]町人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

妙法尼記之事

東叡山文殊堂の門前に妙法庵と云一尼の神明の
其記を尋ぬる
[illegible]
門前茶屋[illegible]の者[illegible]
門陳[illegible]
[illegible]
[illegible]

上行むに祖年の代にて[illegible]
あるべきとて[illegible]
書像に[illegible]
[illegible]
又外の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]郡の内と割て行器の郡として華夏
[illegible]碑乃此文とそれに[illegible]刻
[illegible]碑面にして[illegible]文字[illegible]
[illegible]と書なり

弁官符上野國片岡郡緑野郡甘
良郡并三郡内三百戸郡成拾年
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人
太政官二品穂積親王左太臣正二
位石上尊右太臣正二位藤原尊

其行法師伝

[illegible]人の[illegible]八日[illegible]建長寺の[illegible]
禅師[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

不交二諸宗門乃事

日蓮宗ニ不交不論と申すを件者ハ格別と云ふ
事ハ一種と為す事ハ一流行上の宗風を保つ為
不交二諸宗の所と申すハ偏ニ明法ニ帰依
申候日蓮宗の思ふ人の信仰ニて不交二諸宗の宗風と
保つ為ニ申候ハ格別ニて信仰ニ保持ニ
[illegible]

好む所有る事

所有る事ハ
所ニ住ニて人ニ山林を住ニて酒を飲
ニ人ハ酒ニ酔ニて屋敷の地面ニ酔ニて
酒とうくく酔ニて人のて[illegible]
ちかひめを[illegible]
所ニ中ニ書ニ[illegible]
酒ふ[illegible]酒とて又別ニ酒ニ
酒ニ酔ニて[illegible]
と[illegible]
刹ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

志摩国不思議小屋事

山川下流右岸ニ当時戸部殿時用役の山村十郎左衛門
乃清の秘蔵ニて面白きさまの形として彩色ヲ施
唐帝ニ献ジ行十郎左衛門清ヲ召て下賜ス
ニ織ニ右の方ハ右乃清と名ハ右ハ清して右使の
川ちハやうの清と成しけるしニ僕の子孫を
ぬきも人乃秘蔵の清清をしるの亀の毒ニ
なく右衆中ニ成ハ拙しぬきりの名ハ右ハ
山村ハ僕ニ成ハ山村も成しけるハ此ハ
ニ成ハ清ハ右清と身似ハ
不ハ寄ハて何年右清と身似ハ
京都町奉行ニ勤て成しんと成ハ心ハ
名ハ清ハ清ハ清ハ代ハ新参ハ

村ハ自分代りて清後書ハ小長谷左兵衛清廣ハ
おなハ清ハ清の通りハ成ハ清ハ
ハ成ハ清ハ清ハ
ハ成ハ清ハ清ハ
ハ成ハ清

神元より法人のもとへ使者を以て
先日使者来り情もあるべく一緒も
之伝ふるやうにと法人ふ出親も
候事に世者之伝て頼ゐ来一緒も
りひるべきを一ツ商い者仲れ候事
ゐ親ゐ商ゐ親ゐ一つ商ゐ中間ハいとゐ
法ゐ伝ふ側ゐ者ゐ駕ゐ者の娘人ゐ者の
わゐ者ゐ者の法親ゐ者ゐ
中ゐ者ゐ礼ゐ彼候と何ゐ
法ゐ文ゐ娘人ゐ者ゐ法ゐ伝ゐ
主我ゐもつゐて入ゐ
ゐと申ゐて金ゐ
駕ゐ了神中ゐ者ゐ

使者来り門ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ
ゐ者ゐ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あるものとして、者乃假沖揚やの地をしてゐて
侃ハ猶元のほうに免傷を初きい傷を免れ安及
ゑ〳〵也（仙年傷を免れ）と新ひ名れハ者侃分蓋て
ふ〳〵仙く傷を免れ〳〵ふるものを人のもの也
新て傷と結ふ〳〵ふるものを見を佛授を色新て人
乃為世の為ふるものを〳〵ふ〳〵新を〳〵ふ〳〵
ふ〳〵〳〵新も〳〵ふ〳〵ひ〳〵て傷と結ふ〳〵仙世
者事をふ〳〵と傷と結ふ〳〵也且〳〵れ〳〵傷ふと結ふ
〳〵ふ〳〵ふ〳〵〳〵といハ〳〵ふ〳〵ふるのあるハ〳〵或ひハ盗新
わ〳〵為〳〵ハ我ハ朱〳〵て結元の物を為〳〵又〳〵ふ〳〵者
ふ〳〵ふ〳〵て時〳〵ふ〳〵ハ〳〵ふ〳〵ハ〳〵め或ふ〳〵
笑わ〳〵ハ節ハ〳〵ふ〳〵の乃新験ふ者〳〵ふ〳〵ふ〳〵

人と孤身〳〵せて家我ハを〳〵ふ通ふ〳〵ふ〳〵と
先行傷と為ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵